

# NPO法人 設立ガイドブック

2025年4月改訂



## 足立区NPO活動支援センター

〒123-0851

足立区梅田7-13-1（梅田図書館1F）

電話 03-3840-2331

FAX 03-3840-2333

[adachi-npo-center@machikatsu.co.jp](mailto:adachi-npo-center@machikatsu.co.jp)

## 目 次

1. 特定非営利活動法人(NPO法人)を理解しましょう	1
2. NPO法人設立のメリットと義務	3
3. NPO法人設立申請と認証決定後の手続き	4
4. NPO法人の設立要件	5
(参考)法人税法上の「収益事業」とは	9
5. NPO法人設立要件チェックリスト	10
6. NPO法人設立のステップ	11
7. NPO法人を設立するための9つの質問	14
8. NPO法人設立のための申請書作成	15
1) ガイドブック及び申請書類の入手	
2) 作成する書類の一覧	
3) 定款作成上のポイント	
9. 申請について	20
1) 申請の個別相談(東京都庁)	
2) 申請	
3) 公告・縦覧	
4) 認証・不認証	
10. 設立趣旨書について	22
11. 登記について	24
1) 登記事項	
2) 登記申請書類	
3) 登記完了届出	
12. その他の設立後の手続き	26
1) 主な税制上の手続き	
(参考)税法上の収益事業とは?	
2) その他の届出先一覧	
13. おわりに	32
【参考図書】	33

---

## 1. 特定非営利活動法人（NPO法人）を理解しましょう

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することでボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進することを目的に1998年（平成10年）12月に施行されました。団体が法人格を持つことは、法人の名の下に取引などを行うことができるようになり、社会的な信頼が高まるというメリットがあります。NPO法人は、多様化する社会のニーズに市民の身近な存在として応えていくことが、ますます期待されています。

NPOは、「Non Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略語で非営利団体と訳されます。そこで「非営利」とは何かを理解しておきましょう。

「非営利」は収益事業を行ってはならないという意味ではありません。例えば、株式会社のように収益事業を行い、そこで生まれた利益を株主に配当（分配）することを「営利」といいます。それに対し、収益事業で得た利益を組織の関係者に分配できないことが「非営利」です。つまり「営利」と「非営利」の違いは利益を分配できるか、分配できないかの違いだけです。NPO法人が、当該年度に利益を得た場合はその利益を次年度に繰越し、法人運営や活動に活用することになります。

現在でも関係者の一部には、NPO法人は非営利団体であるから「収益事業」で利益を得てはならないという誤認があります。しかし、NPO法人の運営には資金が必要なので、会費や助成金、寄付金の財源に加え、NPO法人独自の事業を行って財源を得ることも大切な活動になります。

NPO法に基づいて所轄庁の認証を受けたNPO法人は、全国で 49,580 団体、東京都で 8,745 団体、足立区では 181 団体が活動しています（2024年12月末現在）。

なお、一定の要件を満たすNPO法人は「認定NPO法人」や「特例認定NPO法人」として、寄附者に対する税制優遇等が認められています。NPO法人への寄附を促す支援として設けられた認定制度なのでぜひ検討してみましょう。

## ＜特定非営利活動促進法第 2 条の特定非営利活動の種類＞

### 【特定非営利活動とは】

以下の 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益(社会全体の利益)に寄与することを目的とするものです。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ ①～⑱に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ ①～⑱に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

特定の個人や団体の利益（私益）を目的としたり、構成員相互の利益（共益）を目的とする活動は「特定非営利活動」に該当しません。

## 2. NPO法人設立のメリットと義務

NPO法人の設立には、メリットもありますが、義務も発生します。

### メリット

- NPO法人設立には、費用はかかりません。
- 法人住民税（均等割）は、減免措置手続きにより免除されます。
- 法人名義の金融機関口座を開設できます。
- 法人名義で契約や資産等を所有できます。
- 個人と法人との資産を明確に区分できます。
- 社会的な信用がつきます。
- 広く一般的に情報が公開され、参加者・会員を集めやすくなります。
- 助成金・補助金の対象となる機会が増えます。
- 委託事業が受けやすくなります。

### 義務

NPO法により、さまざまな義務が定められています。

（例）

- 毎年所轄庁へ「事業報告書等」の提出と一定期間の事務所への備置きと閲覧
- 財産目録、役員名簿及び定款等の事務所への備置きと閲覧
- 計算書類のうち貸借対照表の所定方法（ホームページ等）による公告

なお、解散・合併した場合のNPO法人の残余財産は、定款またはNPO法の定める帰属先に帰属します。

### 3. NPO法人設立申請と認証決定後の手続き

NPO法人を設立し、法人格を取得した場合には、法律に沿った諸手続きが必要になります。

#### NPO法人の設立申請先

##### ●所轄庁への申請

主たる事務所の所在地が東京都内であれば、東京都に申請します。

※複数の県に事務所を構える場合は、主たる事務所の所在する所轄庁に申請します。

##### ●申請から認証までの期間

申請書が受理されてから認証がおりるまでの期間は2カ月半以内です。

#### NPO法人の設立登記先

●所轄庁の認証がおりたら、2週間以内に主たる事務所の所在地の法務局（登記所）にて登記します。主たる事務所が足立区にある場合の登記所は、東京都法務局城北出張所です。（地図は p.25 参照）

●主たる事務所以外にも事務所（従たる事務所）がある場合には、その事務所の所在地の法務局においても、設立登記後2週間以内に登記が必要です。

●登記後遅滞なく、所轄庁に「設立登記完了届出書」を提出します。

#### NPO法人設立に必要な費用

●行政書士などの専門家に依頼せず、ご自分で申請書作成手続きや、登記手続きをされる場合、手数料はかかりません。

## 4. NPO法人の設立要件

NPO法により法人格を取得することが可能な団体は、「特定非営利活動(→ p. 2を参照)」を行うことを主な目的とし、次の要件を満たす団体です。

### 活動目的に関する要件

① 営利を目的としないこと。

- 構成員（役員、会員等）に利益を分配しないこと。
- 活動の中で得られた利益は、翌年の活動に使うこととなります。

② 宗教活動や政治活動を主目的としないこと。

③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。

④ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。

⑤ 特定の政党のために利用しないこと。

⑥ 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど「その他事業」を行わないこと。その他事業の会計については、特定非営利活動に係る事業の会計から区分して経理することが必要であり、その利益は、特定非営利活動に係る事業に充てること。

### 「その他事業」とは？

- NPO法人は、本来事業（特定非営利活動）に支障がない限り、その他事業（特定非営利活動以外の事業）を行うことができます。
- その他事業とは、①特定非営利活動20分野に該当せず、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としないもの、と定義できます。

（※注）対価を得て行う活動や、利益が生じる活動が「その他事業」なのではありません。対価を得て行う活動でも、定款で掲げる「事業の目的」や「特定非営利活動の種類」に沿った活動であれば、本来事業となります。

⑦ 暴力団、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

## 社員（構成員）に関する要件

- ⑧ 社員（正会員など総会で議決権を有する者）の資格の得喪について、不当な条件を付けないこと。
- ⑨ 10人以上の社員を有すること。

### 社員とは？

団体の構成員のことで、総会で議決権を有し、法人の運営に参加する正会員のこと。

### 不当な条件とは？

社員の資格の取得と喪失について条件を付けることは可能ですが、定款に明示する必要があり、目的に照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。また、公序良俗に反してはいけません。なお、社員の退会は、自由でなければなりません。

## 役員に関する要件

- ⑩ 報酬を受ける役員数が、役員総数の1/3以下であること。

### 報酬とは？

ここでいう報酬とは、役員としての報酬です。役員が事務局職員などを兼務している場合、これに対して給与を受けることは妨げません。

※会議に出席するための交通費などは、費用弁償であり、報酬ではありません。

※「役員報酬」と「労働の対価（給料）」は別です。例えば、役員（理事）が職員を兼ねる場合、日々の労働対価としてもらうお金は、専従職員としての「給料」であり、「役員報酬」ではありません。

- ⑪ 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。

### 理事とは？

NPO法人の代表機関および業務執行機関。

### 監事とは？

理事の業務執行の状況を監査し、特定非営利活動法人の財産の状況を監査する機関。

⑫ 役員は、成年被後見人又は被保佐人など、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと。

### 欠格事由とは？

特定非営利活動促進法（NPO法）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項 及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 暴力団の構成員等

六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

⑬ 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。  
また、当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が、役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。

### 役員に親族などが含まれてはならない具体的な数は？

役員総数が5人以下の場合、配偶者および三親等以内の親族は1人も含まれてはなりません。役員総数が6人以上の場合、各役員につき配偶者および三親等以内の親族1人を含むことができます。

役員報酬を受け取ることの出来る人数と家族で役員になれる人数

役員数	4～5	6～8	9～11	12～14	15～17	18～20
役員報酬を受領できる数	1	2	3	4	5	6
本人以外の親族数	0	1				

参考 三親等（親族）とは？

0親等	本人・配偶者（夫・妻）
1親等	父・母・子
2親等	祖父・祖母・孫・兄弟姉妹
3親等	祖祖父・祖祖母・曾孫（ひ孫）・おじ・おば・甥・姪

- ⑭ 理事又は監事は、それぞれの定数の2/3以上いること。設立当初の理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。

#### 理事又は監事の欠員数が定数の1 / 3を超えたときは？

遅滞なくこれを補充しなければなりません。

### 会計に関する要件

- ⑮ 会計は、次に掲げる会計の原則に従って行うこと。
- ア 会計簿は、正規の簿記の原則にしたがって正しく記帳すること。
  - イ 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
  - ウ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。

## 正規の簿記の原則とは？

一般的に、次の3つの要件を満たすことが必要です。

- (1) 取引記録が客観的に証明可能な証拠によって作成されていること。
- (2) 記録、計算が明瞭、正確に行われ、かつ順序、区分などが体系的に整然と行われること。
- (3) 取引記録の結果を総合することにより、簿記の目的に従い法人の財務状況あるいは財産管理の状態などを明らかにする財務諸表が作成できること。

## 参考

### 法人税法上の「収益事業」とは

- ・ 収益事業とは法人税法により「法人税が課税される事業」のことを指します。
- ・ 「その他の事業」と「収益事業」は別の概念です。本来事業」でも「その他の事業」でも法人税の課税対象となることがあります。

		NPO法上の事業	
		本来事業	その他の事業
法人税法上の事業	収益事業	課税	課税
	非収益事業	非課税	非課税

- ・ 具体的には、以下の3つに該当する事業が収益事業となります。

- ① 継続して行われる事業であること
- ② 事業場を設けて行われる事業であること
- ③ 政令で定める34事業に該当すること

→34事業の詳細については26ページを参照

上記に該当する事業であれば、本来事業・その他の事業に関係なく課税対象となります。

## 5. NPO法人設立要件チェックリスト

それではあなたの目指す活動が要件を満たしているかチェックしてみましょう。  
すべての項目を満たしていれば、あなたの目指す活動がNPO法人設立要件を満たしているといえます。

項目	法人の要件	チェック
1	その主な活動は、特定非営利活動促進法の20分野に該当しています。	
2	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主な目的としています。	
3	「営利」を目的としていません。	
4	宗教や政治活動を主目的としていません。	
5	特定の政党や候補者の推薦、支持、反対を目的としていません。	
6	特定非営利活動に関わる事業に支障が出るほどのその他の事業を行いません。	
7	暴力団ではありません。また、暴力団やその構成員若しくは、構成員でなくなつてから5年を経過しないものが役員になっている団体でもありません。	
8	社員（会員）の資格の得喪について、不当な条件はつけていません。	
9	社員（会員）が10人以上います。	
10	役員（理事・監事）総数のうち役員報酬を受ける者の数は1/3以下です。	
11	役員として、理事3人以上、監事1人以上を置いています。	
12	役員は、成年被後見人又は被保佐人など、欠格事由に該当していません。	
13	各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族は2人以上いません。 また、各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の数は、役員総数の1/3を超えていません。	
14	会計は、法第27条に規定する会計の原則に従って行います。	

「営利」とは、会社が儲かれば利益が配当できるというのが法律上の意味です。

「非営利」とは「利益を分配してはいけない」ということで、利益は法人の運営に使うこととなります。

## 6. NPO法人設立のステップ

一連の作業を実施するためには、最短で3~4ヶ月、できれば半年の期間を想定して計画することで、ゆとりを持ってNPO法人を設立できます。

### 計画を立てる

- NPO法人化する必要性
- いつまでに法人格取得を目指すか
- コンセプト、運営方針
- 社員（会員）になってくれる人、理事・監事になってくれる人

以上のようなことを決めて行きます。14ページの「NPO法人を設立するための9つの質問」を参考にまとめてみましょう。



### 申請書の書式を入手する

設立総会で、申請書の作りこみに必要なこととして、設立趣旨書、定款案（設立当初の役員、会費の額を含む）、事業計画書、活動予算書等を議決する必要があります。

先に申請書一式を入手し、議決が必要な部分だけを作成するとよいでしょう。



### 設立発起人会

法人を設立しようとする人（設立者）が集まって設立趣旨書、定款案（設立当初の役員・会費を含む）、事業計画書、収支予算書等について検討します。



### 設立総会

- 設立当初の社員が集まり、法人設立の意思決定を行い定款や運営ルール等の体制についての決議を行います。
- 設立総会の議事録が、設立申請時に必要です。



### **申請書類の準備**

- 設立総会での委任を受け、設立申請に必要な正式書類を作りこみます。
- このタイミングで理事・監事の住民票を取得しておくとい良いでしょう。  
【住民票は申請日（東京都が受理した日）から6ヶ月以内に発給されたもの。】  
＜NPO活動支援センターでは、申請書類の添削を承っています。＞



### **法人設立申請相談**

- 提出先の所轄庁の事前相談（予約制）を受けましょう。
- 時期によっては、1ヶ月以上予約が取れない場合がありますので、書類がある程度完成した時点で、予約の電話をいれましょう。
- 書類の不備があると、所轄庁とのやりとりが複数回にわたる場合があります。



### **所轄庁へ設立認証の申請書を提出**

- 申請書類が整ったら、所轄庁へ提出しましょう。形式上の不備がなければ受理されます。（受理から1週間に満たない軽微な不備は補正ができます）
- 提出してから認証がおりるまで約2カ月半かかります。
- 東京都では、窓口で提出する時に、申請書類一式を1部余分に作成し持って行くと、受理してもらった場合に収受印を押して返却してくれます。提出した書類の控えとして取っておきましょう。



### **所轄庁から認証受理**

- 一般市民への縦覧と、所轄庁の審査が行われ、認証・不認証が決定されます。
- 認証の場合は認証書、不認証の場合は理由を記した書面で通知されます。



### **登記所に法人設立を登記**

所轄庁から認証書が届いたら、2週間以内にお近くの法務局で設立登記を行います。



---

## **NPO法人のスタート**

主たる事務所での設立登記申請日が、法人設立日となります。



## **「設立登記完了届出書」の提出**

登記した後遅滞なく、所轄庁に提出してください。



## **各種届出完了**

各関係官庁（税務署・都道府県税事務所）、その他必要に応じて労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所等に各種届出を行います。

## 7. NPO法人を設立するための9つの質問

あなたの設立したい！という気持ちを整理するためにも、以下の設問にお答えください。NPO法人を設立する予定のあなたなら、簡単に答えられる質問ばかりかもしれません。

この質問にお答えいただけると、申請書類でもっとも難しい「設立趣旨書」「定款」「事業計画書」を作成する準備が整います。

1. あなたのNPOが解決したい「課題」は何ですか？
2. なぜ、その課題が起きているのですか？
3. その課題を解決するために、どのような手法で事業を行いますか？
4. その課題が解決されると、どのような影響がありますか？
5. その事業は、どこの地域でおこないますか？
6. その事業は、どのような人のためになりますか？
7. その事業は、どのような体制で実施しますか？
8. その事業について過去に実績はありますか？
9. なぜ株式会社や合同会社ではなく、NPO法人を選んだのですか？

## 8. NPO法人設立のための申請書作成

### 1) ガイドブック及び申請書類の入手

■東京都に主たる事務所を設置する場合は、当該地域の所轄庁にお問合せください。

#### 1. 東京都のNPO法人ポータルサイト

([https://www.seikatubunka1.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo\\_houjin/](https://www.seikatubunka1.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/))



にアクセスし、左側の「**設立の手続き**」をクリックします。



#### 2. 「提出書類リスト」で提出書類を確認します。



#### 3. 左側の「ガイドブック・様式・書式」をクリックし「様式・書式」から申請書類を入手します。

記入は「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」を参照し作成します。



## 2) 作成する書類の一覧

NO	提出書類	部数	申請書様式等	概要
1	設立認証申請書	1	第1号様式 (第2条関係)	法人名、代表者名、事務所の所在地、目的の記載 ※東京都では、受理の際収受印を押してくれるので、1部多めに用意するとベスト!
2	定款	1	定款例を参照	法人の目的、事業運営ルールなどを明文化し、名称、目的、事業等を策定
3	役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿	1	書式第1号 (法第10号・第23条関係)	役員名(理事・監事の区分)、氏名、住所、報酬を受けない場合は無を○で囲む
4	役員就任承諾書及び宣誓書の写し(コピー)	1	書式第2・3号 (法第10条関係)	全役員の住所、氏名を記載し捺印
5	役員の住所又は居所を証する書面(原本)	1	住民票の写し	コピーではなく、区の長が交付した書面
6	社員の内10人以上の者の名簿	1	書式4号 (法第10条・第28条関係)	会員10名以上を記載
7	確認書	1	書式5号 (第10条関係)	宗教団体、政治団体、暴力団等でないことの確認
8	設立趣旨書	1	書式第6号 (法第10号関係)	法人化したい趣旨、申請に至るまでの経過
9	設立についての意思の決定を証する議事録	1	書式7号 (法第10条関係)	設立総会の議事録に日時、場所、出席者数、審議事項、議事の経過の概要、議決の結果を記載
10	設立の初年及び翌年(当初の事業年度及び翌事業年度)の事業計画書	各1	書式8号 (法第10条・第25条関係)	定款に定めた事業の具体的計画書で、方針及び実施に関する事項を設立の年とその翌年の2年分を別々に作成
11	設立の初年及び翌年(当初の事業年度及び翌事業年度)の活動予算書	各1	書式9号・10号 (法第10条・第25条関係)	法人を運営し事業を行うための予算書で、設立の年とその翌年の2年分を別々に作成

---

### 3) 定款作成上のポイント

東京都生活文化局の「特定非営利法人ガイドブック」内の「特定非営利活動法人設立編」には、定款の記載例が掲載されています。この記載例を参考にして定款を作りましょう。定款の記載例の右ページには留意事項が条項ごとに整理されていますので、こちらも参照しましょう。

定款は、特定非営利活動促進法（以下、「法律」）に拠っていますので、留意事項にはその根拠条項が明示され、理解を助けてくれています。定款の条項には、作成者の裁量に委ねられているものもあります。ここではとくに作成上注意してほしい条項を取り上げます。

#### 第1章 総則

##### 第1条（名称）

国や自治体の機関等と誤認する恐れのある名称、特定の個人や企業等団体の名称を用いることは不相当とされていますのでご注意ください。

##### 第3条（目的）

目的の記述には、専門用語や一般的でない表現等は平易な表現に置き換えたり、専門用語の後に括弧書きで解説を加えるなど、一般人が理解できる表現にしましょう。

##### 第5条（事業の種類）

法人が行う具体的な事業内容を記載します。定款に記載のない事業は行うことができません。注意しましょう。記載例（3）その他目的を達成するために必要な事業は、単年度限りの事業や試験的に行う事業を指しています。従って、複数年事業を実施する場合は、定款に事業を追加する必要があります。

#### 第2章 会員

##### 第7条（入会）

会員資格は法律で不当な条件を付けないとされています。

---

## 第3章 役員

### 第12条（種別及び定数）

法律で役員定数は、理事3人以上、監事1人以上と決まっていますが、定数の上限はありません。役職名の設定は自由です。例：理事長、会長、代表理事など。

### 第13条（選任等）

理事・監事の選任を総会か、理事会かの方法を記載します。

### 第14条（職務）

法律では「理事は、・ ・ ・ 特定非営利活動法人を代表する」とされ、代表権者を明示して代表権を「代表理事」に集中させることもできます。

## 第4章 会議

### 第21条（総会の権能）

総会は法人の最高の意思決定機関。総会の決議項目を明確にします。法定決議事項の①定款の変更、②解散、③合併を除くことはできませんが、記載例にある他の項目については理事会で行う決議事項と調整することができます。

### 第27条（総会での表決権等）

「書面又は電磁的方法」を明示しておくことにより、やむを得ない事情で総会に出席できない場合でも表決することができます。

### 第30条（理事会の権能）

総会の権能と調整することができます。

## 第5章 資産

### 第38条（資産の区分）

定款例第5条のその他の事業を取り組まない場合は「この法人の資産は、特定非営

利に係る事業に関する資産とする。」とします。

## 第6章 会計

### 第40条（会計の原則）

原則とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性及び継続性の原則をいいます。

### 第42条（事業年度）

一般的に事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日ですが、収益事業などにより変更することもできます。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### 第50条（残余財産の帰属）

NPO法人が解散し財産が残った場合に財産を譲渡できる相手の範囲が法律で定められています。この法律の範囲内で予め譲渡先を定款で決めておくことができます。

## 第8章 公告の方法

### 第52条（公告の方法）

法律改正により貸借対照表の公告が義務付けられ、従来の法務局への財産登記が廃止されました。公告の方法は、①官報掲載、②日刊新聞紙掲載、③電子公告、④掲示板で、この中から一つを定款に明記します。電子公告とはホームページのことです。

## 第9章 事務局

### 第53条（事務局の設置）

NPO法人に事務局を設置する場合には、定款に定めておく必要があります。

## 第10章 雑則

### 附則

ここには設立時の情報を掲載します。一度掲載した情報は取り消しができませんので慎重に記述しましょう。

## 9. 申請について

※東京都以外に主たる事務所を設置する場合は、当該地域の所轄庁にお問合せください。

### 1) 申請の個別相談（東京都庁）

東京都では、初めて申請する方にむけての説明会や個別相談を実施しています。必要な書類が揃ったら、個別相談（事前予約制）で提出書類の形式的な不備をチェックしてもらいましょう。

東京都生活文化局  
都民生活部 管理法人課  
NPO法人担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第一本庁舎19階 南側

【電話】03-5388-3095

【交通】都営大江戸線「都庁前」徒歩2分

【受付】開庁日 9時～17時45分



特に足立区を中心として活動する、または足立区に主たる事務所を設置する予定の団体であれば、東京都庁への個別相談の前に、足立区NPO活動支援センターへの相談をお勧めします。

設立時のアドバイスだけでなく、設立後の法人運営に必要な地域の情報や、助成金、人的ネットワークなど運営全般のアドバイスを受けることができます。

足立区NPO活動支援センター

〒123-0851 足立区梅田7-13-1

【電話】03-3840-2331

【交通】東武スカイツリーライン

「梅島駅」徒歩8分

【受付】火曜日～日曜日 9時～21時30分

（月曜日、国民の祝日、年末年始は休館）



センターは梅田図書館1階です

NPO活動支援センター

---

## 2) 申請

東京都の窓口（p.20参照）に電話で日時を予約し、直接提出します。郵送での申請も可能です。

## 3) 公告・縦覧

申請書を受理した後、東京都は以下の内容を東京都のホームページ上で公表します。

- ①申請年月日
- ②申請した特定非営利活動法人の名称
- ③代表者氏名
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤定款に記載された目的

また、申請書が受理された日から2週間、以下の内容について東京都生活文化局内で縦覧されます。

- ①定款
- ②役員名簿
- ③設立趣旨書
- ④事業計画書
- ⑤活動予算書

## 4) 認証・不認証

縦覧後原則として2カ月以内、申請受理日から2カ月半以内に認証・不認証が決定、その旨書面で通知されます。（不認証の場合は、理由も付記されます。）

---

## 10. 設立趣旨書について

申請書類に添付する設立趣旨書は、団体がNPO法人格をとって活動を展開していく「意思表示」をするための書類です。市民があなたの活動に多く賛同するためには、以下のような内容を設立趣旨書に盛り込む必要があります。

- ① 法人として取り組んでいこうとしていることに対する**現状や背景**などの説明。
- ② ①で書いた現状や背景について、どのような**問題**があると考えているのかの説明。
- ③ ②で書いた問題について、どのようになることが**望ましい状態・姿**と考えているのかの説明。
- ④ 任意団体としての**活動実績**があれば、③で書いた望ましい状態・姿を目指して、今までどのように取り組んできたのかの説明。
- ⑤ 問題と望ましい状況に対して、今後どう取り組んでいこうと考えているのか、その取り組みがどのような**公益**になるのかの説明。
- ⑥ 以上の活動を行うにあたって、任意団体や他の法人格でなく、なぜNPO法人を設立しようと考えたのかの説明、**決意**。

設立趣旨書は、定款や、事業計画書、収支予算書の根拠になるものです。次のページに、設立趣旨書の例を提示してあります。参考にして、よりよい設立趣旨書を作ってください。

---

特定非営利活動法人〇〇〇の会 設立趣旨書（見本）

- ① わが国は急速に少子高齢化が進み、2025年には65歳以上の高齢者の割合が30%、75歳以上の高齢者18%以上になると言われています。
- ② 高齢者が増える事に起因する問題の一つに健康、介護の問題があります。特に介護する側の肉体的・精神的ストレスによって、介護する側も介護される側も不幸になってしまう状況が挙げられます。また、生活習慣病が、家計における医療費の圧迫や、企業や行政の負担を引き起こす事も挙げられます。
- ③ こういった現状や問題が解決されるためには、高齢者が健康で、病気や怪我などをせず、健康に対する意識をより高く持つことが必要であると考えます。
- ④ 私たちは、今まで任意団体として、高齢者を中心とした広く一般市民を対象として、公共施設などを会場にしながら、元気なうちから介護、看護が必要ない体づくりのための体操教室や健康のための食育講座などを開催してきました。
- ⑤ 今後は、その実績を活かして、任意団体として行ってきた事業の他、社会貢献の場を求める団塊の世代の方々や若者を、高齢者に対する健康増進推進トレーナーとして育成、参画を促進する事業や、セミナー、講演などによる介護予防啓発事業を行い、HPの開設、運営、ニュースレターなどを発行して、広く情報発信する事業にも取り組んでいきたいと考えます。そのことが、高齢者にとっても、高齢者を抱える家庭が元気であることにつながり、ひいては企業や行政、未来の日本の社会の元気という公益に資することに繋がっていくと考えます。
- ⑥ より多くの少子高齢化問題の解決に貢献するためにも、任意団体としての活動よりも、特定非営利活動法人を設立して、広く地域社会からの賛同や理解、協力を得ることが必要と考えます。よって私たちは 特定非営利活動法人として活動をし、元気で楽しく、健康的に長生きのできる高齢社会の実現を目指します。

※上記①～⑥の内容は22ページの①～⑥と対応しています。

## 11. 登記について

設立認証書が到着した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において、設立登記を行います。登記後に法人成立となります。下記は足立区に事務所を設置する場合についての手続きについて掲載してあります。

1) 登記事項（登記用紙に記載する、登記すべき事項は以下の通りです。）

登記事項	
1	目的及び業務
2	名称
3	事務所の所在場所
4	代表権を有する者の氏名、住所及び資格
5	存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間または事由
6	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
7	資産の総額

2) 登記申請書類

登記の申請に必要な書類は以下の通りです。

登記申請書類	
1	申請書
2	法人設立の認証書
3	定款
4	役員就任承諾書（就任承諾書及び宣誓書の登記すべき理事分）
5	設立当初の財産目録
6	その他（添付書類や提出部数は、法務局にお問い合わせください） ・法人代表者の印鑑（例：特定非営利活動法人〇〇〇理事長之印） ・登記用紙 ・印鑑届出書 ・印鑑証明書等

### 3) 登記完了届出

設立登記完了後、下記の書類を所轄庁に提出します。

登記完了届出	
1	設立登記完了届出書（第2号様式）
2	登記事項証明書（謄本）
3	設立当初の財産目録（書式第11号）※登記申請時に法務局に提出したもの

【足立区管轄の法務局所在地と問合せ先】

#### ■城北出張所

〒124-8502 葛飾区小菅 4-20-24

TEL 03-3603-4305



## 1 2. その他の設立後の手続き

登記完了後は、税金や雇用関係の届出を各官公庁にて行います。下記は足立区に事務所を設置する場合についての手続きについて掲載してあります。必要に応じて各窓口を確認し、手続きをとりましょう。

### 1) 主な税制上の手続き

対象	対象税目	提出書類	期限	提出先
事業を開始し又は事務所・事業所を設けた法人	法人住民税 法人事業税 地方法人特別税	「事務所（事業所・寮等）設置等申告書」、法人設立（設置）届出書」など	事業開始又は事業所設置日から15日以内	（事務所が足立区の場合） 荒川都税事務所 TEL03-3802-8111
給与を支払うようになった法人	源泉所得税	「給与支払い事務所等の開設届出書」など	事業所設立から1ヶ月以内	足立税務署 （足立区のうち千住、綾瀬地区） TEL03-3870-8911
税法上の収益事業を行う場合	法人税	「収益事業開始届出書」など	収益事業を開始してから2ヶ月以内	西新井税務署 （足立区のうち西新井地区） TEL03-3840-1111

### 参考

#### 税法上の収益事業とは？

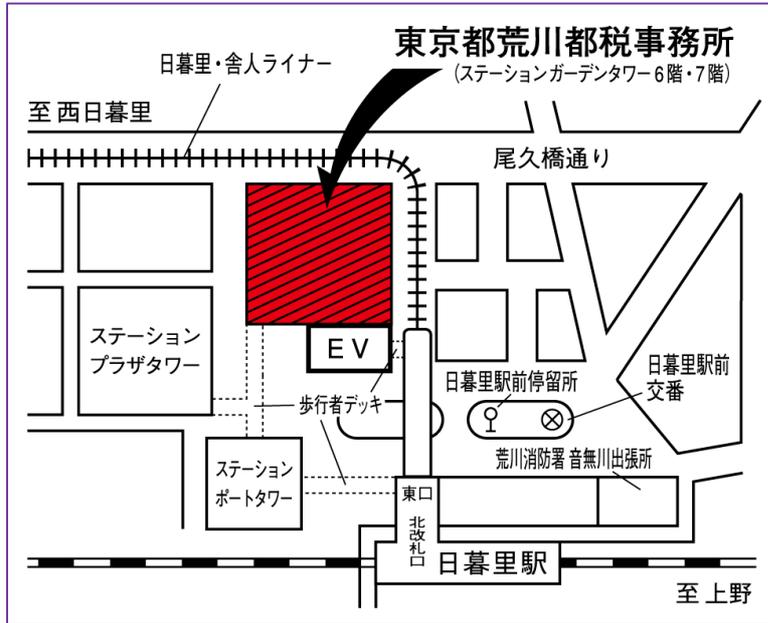
法人税法上の収益事業とは、以下の34種類の事業を、継続して事業場を設けて営むことをいいます。この事業には、その収益事業の事業活動の一環として、あるいは関連して付随的に行われる行為も含まれます。

(1)物品販売業 (2)不動産販売業 (3)金銭貸付業 (4)物品貸付業 (5)不動産貸付業 (6)製造業 (7)通信業 (8)運送業 (9)倉庫業 (10)請負業 (11)印刷業 (12)出版業 (13)写真業 (14)席貸業 (15)旅館業 (16)料理店業その他の飲食店業 (17)周旋業 (18)代理業 (19)仲立業 (20)問屋業 (21)鉱業 (22)土石採取業 (23)浴場業 (24)理容業 (25)美容業 (26)興行業 (27)遊技所業 (28)遊覧所業 (29)医療保健業 (30)技芸・学力教授業 (31)駐車場業 (32)信用保証業 (33)無体財産権の提供業 (34)労働者派遣業

■荒川都税事務所

〒116-8586 荒川区西日暮里 2-25-1

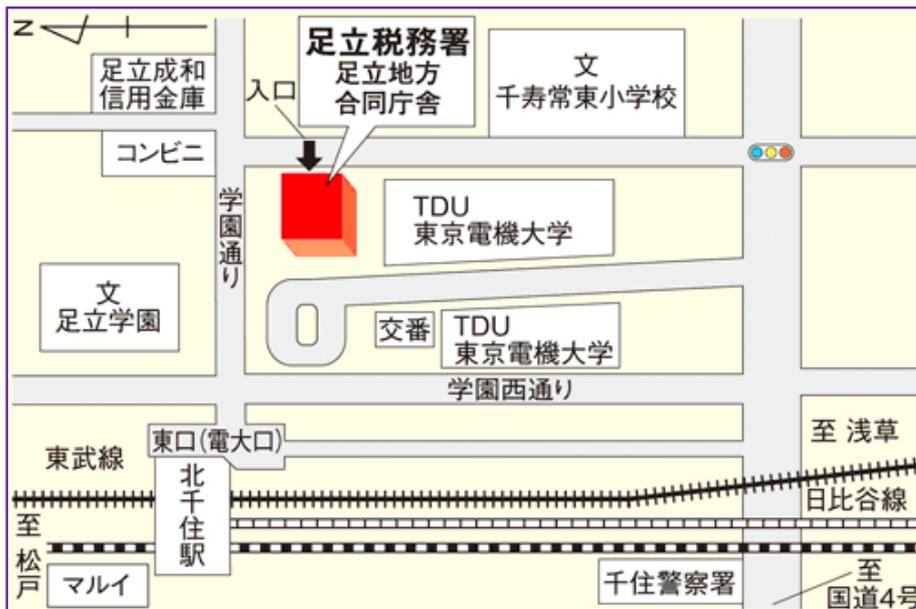
TEL 03-3802-8111



■足立税務署

〒120-8520 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎

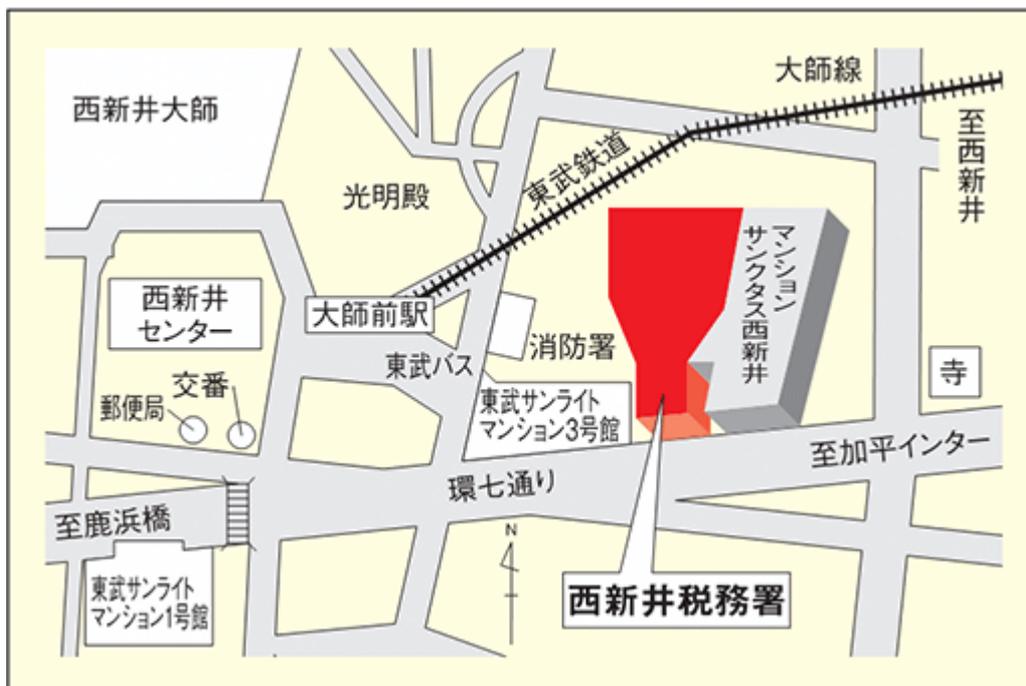
TEL 03-3870-8911



■西新井税務署

〒123-8501 足立区栗原 3-10-16

TEL 03-3840-1111



## 2) その他の届出先一覧

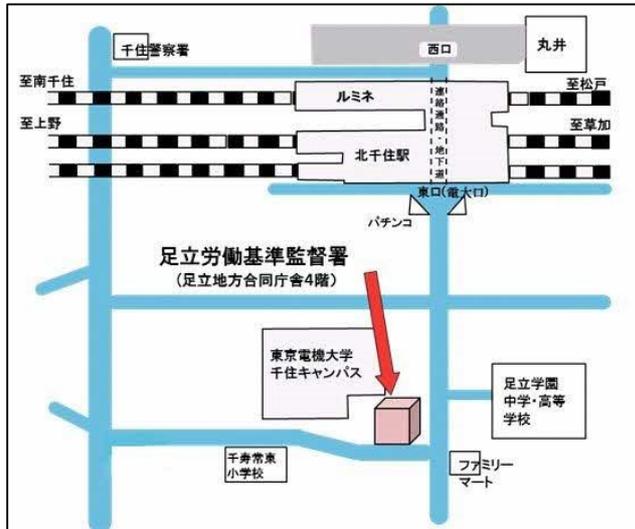
労働者を雇用する場合、就業関係、労働保険などについての届出が必要です。

	対 象	提出書類	期 限	提出先
就業 関 係	労働者を使用する場合	「適用事業報告」2部	遅滞なく	足立労働基準監督署 TEL 03-3882-1187
	労働者を常時10人以上使用する使用者	●就業規則届 ●就業規則各2部 ●意見書	遅滞なく	
労働 保 険	労働者を一人でも雇用する場合（農林水産業の一部を除く）	●「労働保険関係成立届」	保険関係成立日から10日以内	足立公共職業安定所 （ハローワーク足立） TEL 03-3870-8609
		●「労働保険概算保険料申告書」	保険関係成立日から50日以内	
		●「雇用保険適用事業所設置届」	適用事業所となった日の翌日から10日以内	足立公共職業安定所 （ハローワーク足立） TEL 03-3870-8609
		●「雇用保険被保険者資格取得」など	被保険者となった日の翌月10日まで	
健康 保 険 ・ 厚生 年 金 保 険	常時、従業員を使用する場合	●「健康保険・厚生年金保険新規適用届」など	適用事業所となった日の翌日から10日以内	足立年金事務所 TEL 03-3604-0111
		●「被保険者資格取得届」 ●「健康保険被扶養者届」など	雇用した日から5日以内	

■足立労働基準監督署

〒120-0026 足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4階

TEL 03-3882-1188～1190



■足立公共職業安定所（ハローワーク足立）

〒120-8530 足立区千住 1-4-1 東京芸術センター6～8階

TEL 03-3870-8609



■足立年金事務所

〒120-8580 足立区綾瀬 2-17-9

TEL 03-3604-0111



---

### 13. おわりに

以上の手続きを終えることで、NPO法人としての活動をスタートすることができます。しかし、上記の手続きは「はじめの一步」に過ぎません。その後、日々の事業や会計、事業報告や納税、団体の中身が変わった場合に行わなければならないことがたくさんあります。その内容については、お気軽にNPO活動支援センターまでお問い合わせください。

最後に、もう一度考えてみましょう。

今行いたい活動は、NPO法人格を取得して行うべきものかどうか。

「YES!!!」でも「迷っている…」でも、是非足立区NPO活動支援センターにご相談ください。あなたの夢を実現する方法を一緒に考えましょう。

足立区NPO活動支援センターでは、区内のNPO活動団体のみなさんや、地域で社会のために何かを始めたいと思っている方を支援しています。お気軽にご相談ください。

---

## 【参考図書】

1. 図解 NPO 法人の設立と運営のしかた

単行本 - 2016/10/6

宮入 賢一郎 (著), 中澤 正人 (著), 永村 清造 (著), 三上 恵司 (著)

2. 新版 自分たちでつくろう NPO 法人<第二次改訂版>

単行本 - 2020/2/18

堀田 力 (著), 名越 修一 (著)

3. NPO法人のすべて：特定非営利活動法人の設立・運営・会計・税務

〔増補10版〕単行本 - 2016/12/14

齋藤 力夫 (著), 田中 義幸 (著)